従七位
酒井　敏昭　崎山　敏雄
正六位に叙する（各通）
猪上　清美　大橋　道夫
後藤　春幸　佐々木千代志
徳田　升作　仲田　中一
平澤　憲一　星野　優
従六位に叙する（各通）
（愛知県警部補）
正七位に叙する
海老原武雄　久木野　進
眞下　次男　吉澤　幸夫
従七位に叙する（各通）（以上二十九年十二月二十一日）
従四位に叙する
春日　信人
従五位に叙する
青野　陽一　足立　重之
正六位に叙する（各通）
荒張　俊彦
（北海道警部）
久保田庄三
國枝　昇　鈴木　孝雄
曽和　徹郎　田中眞一郎
成田　馨　藤井　邦明
和田　武雄
従六位に叙する（各通）
岩本　弘司　柏木　亮治
正七位に叙する（各通）
吉野　光俾
従七位に叙する（以上二十九年十二月二十三日）
（北海道大学名誉教授）
正四位に叙する
今田　博之
従四位に叙する
正五位に叙する（各通）
大奥　一善
佐々木重行
舟山　三男
従五位に叙する
天野　一義　岩谷　隆弘
倉林　幸道　後藤　由男
古川　明毅　古田　恒夫
山中　清　吉田　文男
正六位に叙する（各通）
梶尾　榮
西山　武徳
三上　明子
内田　平輔
大塚傳一郎
野村　竹秀
菊地　鋭明
定塚　章
野中　暉也
清水　勝
栗田　睦文
猿谷日出丸
田邊九州男
日野　盛
横木　義男
中沢　昭
中島　幸雄
関山　利治
海老崎三千浪
佐藤　雄一
中山　俊朗
後藤　春幸
定塚　章
野村　竹秀
佐々木千代志
佐々木兼昭
吉澤　幸夫
星野　優
海老原武雄
高橋　仁一
野中　暉也
菊地　鋭明
貞弘雄二郎
酒井　敏昭
内田　平輔
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十二月二十一日）
瑞宝双光章を授ける（各通）
安部　純男　渡部　光夫
平山　繁喜　本池　平二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十一月二十二日）
青野　陽一　足立　重之
柏木　亮治　稲富　正光
畠田　穂積　藤井　邦明
吉野　光俾　鈴木　孝雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
（北海道警部）
加賀　照章
廣崎　久次
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十一月二十三日）
今田　博之　大奥　一善
瑞宝小綬章を授ける（各通）
飯島　直夫　齋野　二雄
田邊九州男　田中　淳一
西山　武徳　古川　明毅
三上　明子　村上　浩
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（以上二十九年十二月二十四日）
荒木　正之
瑞宝双光章を授ける（各通）
寺村　正二　中島　幸雄
瑞宝単光章を授ける（各通）
具志堅　功　田中　浩二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十一月二十五日）
田中　茂
瑞宝双光章を授ける
高橋　一雄
瑞宝単光章を授ける（以上二十九年十二月二十六日）
田中　茂
瑞宝双光章を授ける
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十二月二十七日）
（弘前市議会議員）
石田千與三
工藤　光徳
工藤　豊　宮下　東馬
旭日単光章を授ける（各通）（二十九年十二月二十二日）
梅本　勝久　酒井貴久代志
（京都府精華町議会議員）
山口　利忠
（阿賀野市議会議員）
雪　正文
旭日単光章を授ける（各通）（二十九年十二月二十三日）
岩谷　隆弘
旭日双光章を授ける
太田　照生
羽根　久王
旭日単光章を授ける（各通）（以上二十九年十二月二十四日）
政司　〆子　助川　良一　冨永　郁雄
中古賀繁之　中村　文彦
平山　繁喜　本池　平二
瑞宝双光章を授ける（各通）
安部　純男　渡部　光夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十一月二十一日）
内田　平輔　菊地　鋭明　後藤　春幸
酒井　敏昭　貞弘雄二郎　定塚　章
高橋　仁一　野中　暉也　野村　竹秀
瑞宝双光章を授ける（各通）
海老原武雄　佐々木兼昭　佐々木千代志
星野　優　吉澤　幸夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十二月二十二日）
青野　陽一　足立　重之　稲富　正光
柏木　亮治　國枝　昇　鈴木　孝雄
畠田　穂積　藤井　邦明　吉田　俊哉
吉野　光俾　渡邊　龍夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
（北海道警部）
加賀　照章
廣崎　久次
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十一月二十三日）
今田　博之　大奥　一善
瑞宝小綬章を授ける（各通）
飯島　直夫　齋野　二雄　田中　淳一
田邊九州男　田屋　興廣　中沢　昭
西山　武徳　古川　明毅　古田　恒夫
三上　明子　村上　浩　吉田　文男
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（以上二十九年十二月二十四日）
荒木　正之
瑞宝双光章を授ける（各通）
寺村　正二　中島　幸雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十一月二十五日）
具志堅　功　田中　浩二　田中　實藏
瑞宝双光章を授ける
田中　茂
瑞宝単光章を授ける（以上二十九年十二月二十六日）
田中　茂
瑞宝双光章を授ける
高橋　一雄
瑞宝単光章を授ける（以上二十九年十二月二十七日）

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の3第5項の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたいので、同条第6項において準用する同法第17条第4項の規定に基づき公告する。

平成30年1月30日

農林水産大臣　齋藤　健

三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港漁場整備法第19条の3第6項において準用する同法第17条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　平成30年1月30日から平成30年2月19日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、神奈川県庁、三浦市役所

関東地方整備局公示

相模川水系相模川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の3第1項第2号の規定に基づき公示する。

平成30年1月30日

関東地方整備局長　泊　宏

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　係留施設　27基

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1)　保管した工作物の放置されていた場所　神奈川県平塚市須賀地先及び神奈川県茅ヶ崎市中島地先

(2)　当該工作物を除却した日　平成29年12月1日から平成29年12月8日

3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日　平成29年12月1日から平成29年12月8日

(2)　保管の場所　神奈川県茅ヶ崎市柳島地先